

転居・転出・転入の手続きについて



【市内の転居の場合】

- ①通学区域表(※別紙1)で引っ越し先住所の指定校を確認してください。
 - ②指定校が現在の学校と変わるが、現在の学校に引き続き通いたい場合は、指定校変更申請(※別紙2)を教育委員会に提出してください。
 - ③指定校変更申請を受け教育委員会で協議し、許可の場合は保護者へ許可書を送付します。
- 教育委員会の手続きがいない場合
 - ・引っ越し先の指定校が現在通っている学校と同じ
 - ・引っ越し先の指定校に転校する
(現在の学校と、転校先の学校に連絡が必要です。)



【市外へ転出する場合】

- ①市外転出後も、現在の学校に引き続き通いたい場合は、区域外就学申請(※別紙2)を大仙市教育委員会に提出してください。
 - ②区域外就学申請を受け大仙市教育委員会が転出先の教育委員会と協議
 - ③転出先の教育委員会の同意をもらい、大仙市教育委員会が保護者へ許可書を送付します。
- 転出先の学校に転校する場合は教育委員会の手続きは不要です。
(現在の学校と、転出先の教育委員会に連絡が必要です。)



【市外から転入する場合】

- ①大仙市教育委員会に転入予定日と転入先の住所、お子さんの氏名、生年月日、保護者氏名等を連絡してください。
- ②大仙市教育委員会が、①の情報を転校先の学校に連絡します。
- ③転校先の学校に連絡し、転校日や入学準備等を確認してください。



※別紙1 通学区域表
※別紙2 指定校変更・区域外就学について(お願い)



【問い合わせ】 大仙市教育委員会事務局 教育指導課 TEL0187-63-1111